

Ⅳ-3. 都市環境・重点的に取り組むべき都市計画

(1) 緑の回廊づくり

①目的

- ・都市構造に示されている緑の回廊づくりのきっかけをつくる。

②対応方法

- ・具体的な対応策として次のことが考えられます。

- 1) 新しくできる施設の緑化
- 2) 尾根線を守る
- 3) 宮前区の玄関づくり

1) 新しくできる施設の緑化

〈考え方〉

- ・宮前区で現在進んでいる施設整備計画をみると概ね都市構造の緑の回廊に沿っていることがわかります。このため、今後進められる施設の緑化や景観に配慮した計画にしていくことによって緑の回廊を形成していくことが考えられます。

■緑の回廊と重なる都市施設整備計画



■緑の回廊を形成する都市施設整備計画

プロジェクト	内容
①知的障害者入所更生施設の整備	・ 知的障害者入所更生施設の敷地に緑を配置するなど積極的に緑化を図る。
②生田緑地の整備	・ 生田緑地の整備を推進する。
③河川改修（平瀬川）	・ 平瀬川の河川改修をきっかけに、平瀬川流域の緑化を図っていく。 また、周辺地域も個々に緑化に努める
④地区スポーツセンター整備	・ スポーツセンターの外構に緑化を図る。また、建物は、周辺地域の景観を乱さないデザインとする。
⑤都市計画道路の整備	・ 都市計画道路の整備に合わせて、街路樹を整備するなど緑のネットワークの一部になるように緑化を図る。また、電線をなくすなどの景観に配慮する。道路については誰でも歩けるようにユニバーサルデザインに配慮する。
⑥土地区画整理事業	・ 自然公園整備など、積極的に緑を配置した計画とする。また、建物デザインの統一化や電線などの地中化など景観整備に努める。
⑦有馬地区市民館・図書館分館の整備	・ 分館の敷地の緑化を図ることや有馬川を意識したデザインとする。
⑧菅生緑地の整備	・ 菅生緑地の整備を推進する。
⑨市民健康の森	・ 市民と行政のパートナーシップで市民健康の森を推進する。

・ また、その他に行われる民間開発についても積極的に緑化を図っていくことが必要です。

2) 尾根線を守る

〈考え方〉

- ・ 都市構造に示されている緑の回廊は、尾根線部分になっています。このことから、高台から望む眺望を守ることや尾根線の良好な景観を守る必要があります。
- ・ 尾根線に建つ建物については、建築制限を行うことが必要です。
 - 高台に建つ建物の高さを抑える。
 - デザインを制限する。
 - 尾根には、建物を建てない。
- ・ 現在、尾根線に建っている建物についても緑化を積極的に図っていくことが必要です。横浜側と連携して守っていく必要があります。

＜都市計画の対応メニュー＞

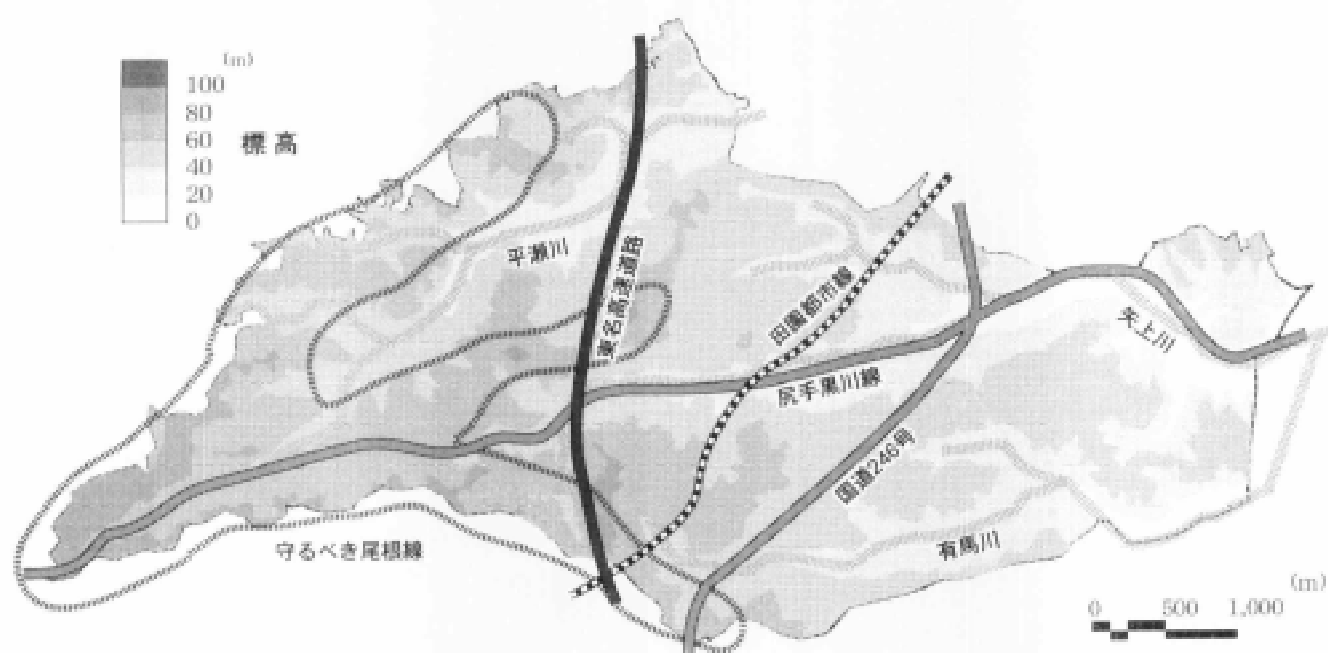
・地区計画

- 容積率の制限
- 建ぺい率の制限
- 建築物の高さの制限
- 適切な地区施設（道路、公園、緑地）の配置

・建物の緑化

- 環境共生住宅の推進など

■緑の回廊を形成する尾根線



3) 宮前区の玄関づくり

〈考え方〉

- ・宮前区区づくりプランでは、宮前区を「ガーデン区」としています。このため、宮前区に入ったときに“ガーデン区”と認識できるような景観整備を進めることが必要であると考えられます。
- ・このことから、以下の場所について積極的に緑化を図ることやサイン計画、ストリートファニチャーなどの景観整備を行う。
 - 幹線道路の区境、市境
 - 鷺沼駅、宮前平駅、宮崎台駅
 - 東名川崎IC

〈都市計画の対応メニュー〉

- ・道路などの改修や修繕に合わせて、案内板やストリートファニチャー、街路樹による緑化などの景観整備を行う。
- ・川崎縦貫高速鉄道駅の建設工事に合わせて景観整備を行う。

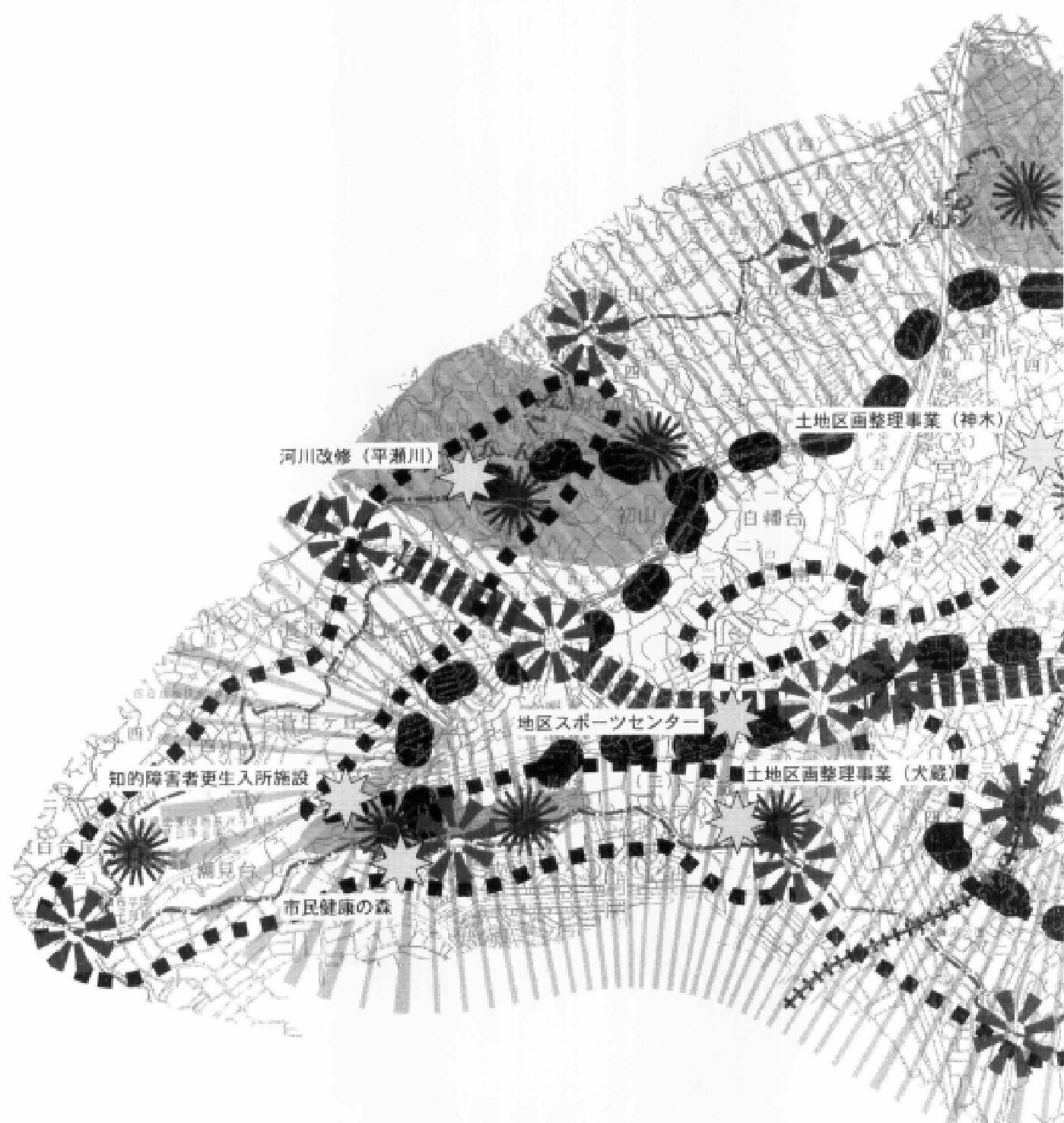
■緑の回廊を形成する宮前の玄関

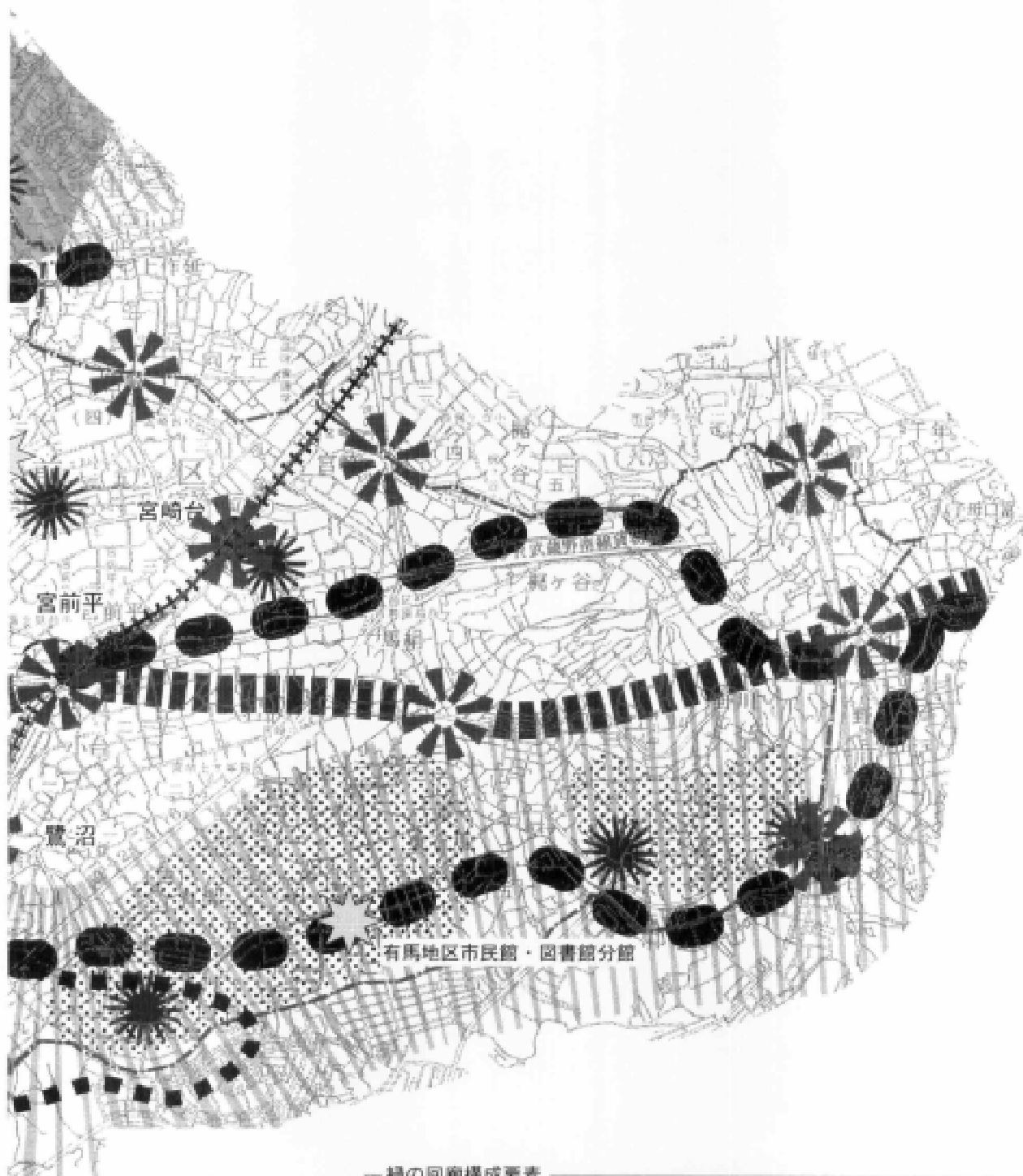


③緑の回廊構成要素

- ・緑の回廊構成要素は、次のとおりになります。

緑の回廊構成要素





緑の回廊

緑の回廊構成要素

緑地

植木の里

緑の拠点



宮前区玄関



新しくできる施設



守るべき尾根線



河川流域軸



鉄道



縦貫高速鉄道